



西東京



いこいーな
©シンエイ/
西東京市

●発行/西東京市 ●編集/秘書広報課
●配布/シルバー人材センター
☎042-428-0787 (不配のお問い合わせ)

詳細はホームページで

西東京市Web

検索



No. 483

主な内容

【3面】マイナポイントの申し込みが始まります 【6面】障害のある方への主な福祉施策 【9・10面】生活にお困りの方への支援(給付・貸付など)

暑い夏がやってきます ～熱中症に注意しましょう～



自分は大丈夫…と書いていても、寝不足などのちょっとした体調不良でも、熱中症になることがあります。

熱中症は高温多湿で風がなく、日差しが強いときに起こりやすくなります。さらに、室内にいても起こることがありますので、自宅で過ごす際にも注意が必要です。熱中症予防の正しい知識を持ち、自分の体調の変化に気をつけながら過ごしましょう。

▶健康課 ☎042-438-4037

どのような環境で起こりやすいの？

- 気温が高い(28度以上)
- 湿度が高い(70%以上)
- 梅雨の合間など突然気温が上昇した日

どのような場所で起こりやすいの？

高温、多湿、風が弱い、輻射源(熱を発生するもの)があるなどの環境
(例)運動場・体育館・一般家庭の風呂場・閉め切った車内や室内・工事現場^等

どのような人がなりやすいの？

熱中症は誰にでも起こり得ますが、特に下記に該当する方はリスクが高いため注意が必要です。

- 高齢者や子ども、障がいのある人
- 肥満の人
- 厚着をしている人
- 普段あまり運動をしない人
- 外に出る機会が少なく、暑さに慣れていない人
- 持病がある人
- 寝不足や体調の悪い人
- 水分をあまり取らない人

新しい生活様式 における

熱中症予防のポイント

1 暑さを避けましょう

- 部屋の温度を28度以下に調整し、適宜窓を開けて換気する
- 暑い日や時間帯での買い物、運動などを避ける
- 通気性がよい服を選ぶ

2 適宜マスクを外しましょう

- マスクをしているときはいつもよりもこまめに水分を取る
- 人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクを外して休憩する



3 こまめに水分補給しましょう

- のどが渇いていなくても、水分を取る(1日当たり最低1.2ℓが目安)
- 大量に汗をかいた場合は塩分も忘れずに取る
- お風呂に入った時、寝る前、起きた時には水分を取る

4 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェックをする
- 体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養する

5 暑さに備えた体作りをしましょう

- 熱くなり始めの時期から適度に運動を行い、体を慣らす
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

新型コロナウイルス感染症と熱中症

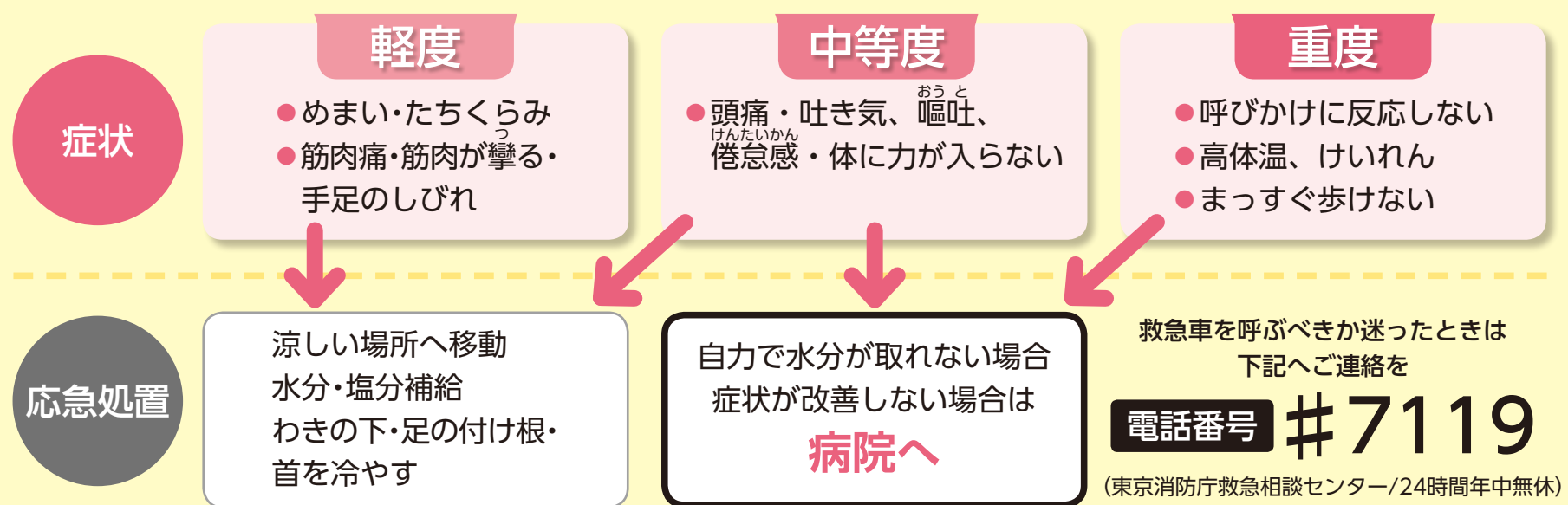
新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用は効果的ですが、以下の状態となり、例年よりも熱中症のリスクが高まっています。

①体内に熱がこもりやすくなり、体温が上がる ②マスク内の湿度が上昇し、のどの渇きを感じにくい

さらに、外出自粛による運動不足で暑さに負けない体づくりが不十分となっている可能性が高いため、より一層注意して熱中症対策に取り組みましょう。

熱中症の症状と応急処置

ごく軽い症状から重度の症状まであります。早めの対処が必要です。



市からの 連絡帳

7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎042-460-9831

税・年金 家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和3年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

- 対象期間** 1月2日～令和3年1月1日
- 調査内容** 家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})を調査します。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員は事前の検温、マスク着用などを行い、微税吏員証などを携帯して伺います。
- 調査日時** 家屋の所有者に事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら下記へご連絡ください。
- ▶**資産税課** ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

- 要件** ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和2年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和3年2月1日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□**減額範囲**
居住部分の床面積120㎡まで

□**減額期間**

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□**必要書類** ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
▶**家屋調査の際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。**
▶**資産税課** ☎042-460-9830

国民年金保険料納付免除・納付猶予の申請

令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月1日(休)から始まります。

- 持 年金手帳・認め印^{など}
- 納付免除** 申請者(本人)・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得(令和元年中の所得)が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の全額もしくは一部(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の納付が免除されます。
※承認期間は年金受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の受給額には承認区分や一部納付の月数に応じて反映されます。
- ※一部免除の場合、表の保険料を納めない一部免除も無効となり未納期間となります。
- 納付猶予** 50歳未満の申請者(本人)・配偶者のそれぞれの前年所得が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。
※承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

□**承認された場合に納付する保険料**

承認区分	保険料(月額)	老齢基礎年金額に反映される割合
全額免除	0円	8分の4
一部免除	4分の3	8分の5
	半額	8分の6
	4分の1	8分の7
納付猶予	0円	反映されません

※原則、申請は毎年度必要です(前年度全額免除・納付猶予の継続承認者は不要)。

□**特例認定区分について(失業^{など})**
申請者(本人)・配偶者・世帯主の失業などを理由として申請する場合、令和2年度分申請では平成30年12月31日以降の退職日の記載がある、次の書類を添付のうえ申請してください(コピー可)。失業者の所得審査を省略できます。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書^{など}

▶**保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)**
問 **武蔵野年金事務所** ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶**保険年金課** ☎042-460-9825

届け出

出産育児一時金・葬祭費の支給
西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。郵送対応もしていますので、ご希望の方は事前にお問い合わせください。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

□**出産育児一時金の支給** 国保の加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度など

を利用しない方は申請が必要です。

持 ●保険証 ●認め印 ●世帯主義の口座が確認できるもの ●直接支払制度合意文書 ●出産費用明細書 ●マイナンバーの分かる書類

□**葬祭費の支給** 国保の加入者が亡くなり、葬祭を行った場合に喪主の方に支給されます。

□**支給金額** 5万円

持 ●会葬礼状または葬儀の領収書 ●保険証 ●認め印 ●喪主主義の口座が確認できるもの ●マイナンバーの分かる書類

▶**保険年金課** ☎042-460-9821

後期高齢者医療制度加入者の葬祭費支給

後期高齢者医療制度の加入者が亡くなった場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の支給を行っています。

対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)

持 申請者(喪主)名義の金融機関口座・認め印・亡くなった方の保険証

□**支給金額** 5万円

□**申請期間** 葬儀を行った日の翌日から2年間

□**提出書類** ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し(いずれも喪主の名義が分かるもの)
※申請後2カ月程度で振り込み、通知は申請者(喪主)へ郵送
※詳細は市HP・東京いきいきネットHPをご覧ください。

▶**保険年金課** ☎042-460-9823

福祉

入院期間中の紙おむつ代の助成申請
紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□**対象期間** 3月1日～6月30日入院分

□**助成金額** 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

対 次の全てに該当する方

平成29年度西東京市下水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定に係る措置

平成29年度西東京市下水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定については、平成30年第3回定例会で開催された決算特別委員会において、旧保谷市の下水道受益者負担金相当額に関する質疑から、同年10月1日に否決されました。地方自治法第233条第7項の規定に基づき、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたため、措置の内容をお知らせします。

□**下水道受益者負担金相当額の概要**
旧保谷市が賦課した昭和56・57・58・63年度分の下水道受益者負担金は、徴収猶予手続きを失念したことで時効となりました。その後、法律上の支払いの義務がなくなった当該負担金は、寄附のお願いに関して承諾をいただけた土地の権利者等が寄附を前提とした徴収猶予申請を行うことで、寄附債権(以下「下水道受益者負担金相当額」という。)として取り扱うこととなりました。この下水道受益者負担金相当額は、合併後の西東京市においても旧保谷市における対応を継承し寄附のお願いを継続しましたが、更なる寄附のお願いが、寄附の強要と捉えられる懸念があることから、平成27年は更新手続きを行いませんでした。この際、専門家による法的な検

証や機関決定などの本来必要と考えられる手続きを執っていませんでした。

このことを理由として、当該決算の不認定に関する議案が否決されたことから、当該議決を重く受け止め、今後、このようなことが起こらないよう反省するとともに、下水道受益者負担金相当額に関して法的検証を行い、土地の権利者等に対して改めて内容を説明するなど、必要と認める措置を講じました。

□**講じた措置の概要**

◆**下水道受益者負担金相当額に関する法的な検証について**
平成30年11月下水道受益者負担金相当額に関して、下水道受益者負担金相当額に係る債権の法的性質、寄附債権の時効、平成27年に猶予等の申請のお願いをしなかった行為の評価、寄附債権の納付のお願いと地方財政法が禁止する寄附の強要、職員の損害賠償責任などの検証を行いました。

◆**下水道受益者負担金相当額の徴収猶予等の更新手続き等について**
上記検証を踏まえたうえで、下水道受益者負担金相当額に関して、既に納付や猶予に応じている土地の権利者等に対し、戸別訪問を行い、本件の趣旨、

内容を改めて説明し、更新や納付の拒否ができることを明らかにしたうえで、徴収猶予等の更新手続きのお願いを行い、猶予継続の申請や寄附の同意を得られたもの、また拒否の意思が示されたもの等について、件数・金額を集計し、令和2年第2回定例会において、議会に報告いたしました。

◆**事務手続きについて**
下水道受益者負担金相当額の更新手続き等を中断したことについては、専門家による法的な検証や機関決定などの本来必要と考えられる手続きが執られていなかったことを受けて、今後このようなことが発生しないよう職員に対し、適切な事務執行について、改めて周知徹底を図りました。

今後このようなことが発生しないよう、適切な事務執行に努めてまいります。

西東京市長 丸山浩一

市HPにも掲載しておりますので、併せてご覧ください。
▶**下水道課** ☎042-438-4058

- 入院期間(上記対象期間)中に本市に住居登録がある
 - 40歳以上で、入院時に介護保険認定で要介護1以上の認定を受けている
 - 紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
 - 入院中に生活保護を受給していない
- 申請 時 7月10日(金)～31日(金)の平日
場 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)
※郵送での受付可

- 必要なもの
- 介護保険被保険者証のコピー
 - 振込先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)
 - 認め印(来庁時のみ)
 - 病院が発行した領収書のコピー
- ※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要です(紙おむつ代の記載がないものは不可。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要)。
※申請書などは市HPで配布
※次回(7～10月入院分)は11月を予定
▶高齢者支援課 田 042-420-2810

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険における訪問看護の利用者負担(1割負担)の25%を軽減します。
申 7月1日(水)から、令和2年度(8月～令和3年7月)の受付開始
※世帯全員が住民税非課税などの要件

がありますので、事前にお問い合わせください。

- 持 ●介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書
 - 収入および預貯金申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付)
 - 資産および扶養の有無に関する申告書
- ▶高齢者支援課 田 042-420-2813

介護保険負担割合証を送付します

負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(金)です。対象となる方には、更新した負担割合証を送付します(申請は不要)。

介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスをお使いの際に担当のケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

※新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方については、申告内容により、負担割合が変わる場合があります。

- 発送日 7月中旬
 - 対 要介護・要支援認定をお持ちの方(総合事業の事業対象者を含む)
- ▶高齢者支援課 田 042-420-2813

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支

援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

- 受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など…20万円
 - 受験料貸付限度額 中学3年生など…2万7,400円 高校3年生など…8万円
 - 対 在住世帯の生計の中心者
- ※貸付には条件があります。詳細は 問へお問い合わせください。
問 社会福祉協議会 田 042-497-5073
▶地域共生課 田 042-420-2808

くらし

伝統文化等継承事業を行う団体への補助金申請

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

- 対象事業 4月1日～令和3年3月31日に実施する ●郷土に対する認識と愛着の向上 ●担い手となる後継者の育成 ●地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、①本市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ②過去に本市で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業
- 例：どんど焼き・おはやしなど
□補助金上限 1事業10万円

- 資格 次の全てに該当する団体
 - 市内に活動拠点がある
 - 一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある
 - 団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか
 - 会計経理が明確
 - ほかに補助金の交付を受けていない
 - 特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない
 - 暴力団やその構成員の統制下でない
- 申 7月1日(水)午前9時～31日(金)午後4時に、申請書など提出書類を文化振興課(田無第二庁舎5階)へ持参してください(郵送不可)。

なお、申請内容などについて、事前に下記にご相談ください。
※申請書などは文化振興課・市HPで配布
▶文化振興課 田 042-420-2817

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

- 時・場 7月11日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無第二庁舎3階
 - 対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
- ※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人35分程度
申 7月8日(水)までに電話で下記へ
□相談員 住みよい町をつくる会
▶住宅課 保 042-438-4052

西東京市誕生20周年事業(令和2年度実施分)の中止について

平成13年1月21日に誕生した西東京市は、令和3年1月に20周年を迎えます。

本市では、令和2年度から令和3年度にかけて各種周年事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑みまして、令和2年度に実施予定でありました関

係事業につきましては、中止することとしました。

令和3年度での実施予定分については、あらためて検討することとします。

- ▶企画政策課 田 042-460-9800

東京都施行型都民住宅入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料が不要です。

- 住宅の所在地 都内全域
 - 募集戸数 73戸(抽選)
- ※抽選募集以外の住宅も 問のHPで募集しています。
対 ●都内在住
●自ら居住するための住宅を必要としている
●所得が定められた基準に該当するなど
※詳細は募集案内でご確認ください。

- 案内配布 7月2日(水)～10日(金)の平日に田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階、出張所、都庁、市区町村窓口、 問で配布
- ※申込書などは、案内配布期間中のみ下記の 問のHPからもダウンロード可
申 7月15日(水)(必着)までに 問へ郵送
問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 田 03-3498-8894
▶住宅課 保 042-438-4052

7月1日(水)からマイナポイントの申し込みが始まります

マイナンバーカードでマイナポイント

令和2年9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント)の実施が予定されており、7月からポイントの申し込みが始まります。6月までにポイントの予約を行った方も、ポイントの利用には申し込みが必要です。

◆マイナポイントを利用するために必要なもの

- マイナンバーカードの取得
 - マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)
 - マイナポイントの申し込み
- ※詳細は、マイナポイント事業HPをご覧ください。

□マイナポイントとは

マイナンバーカードをお持ちの方が、民間のキャッシュレス決済サービスを利用して、チャージまたは買い物をすることで取得することができるポイントです。

ポイントはキャッシュレス決済サービスのポイントとして、お買い物に利用できます。

お買い物にはマイナンバーカードは使用しません。また、国が買い物履歴を収集・保有することはありません。

◆マイナポイントの予約・申し込み

□以下をお持ちの場合、ご自宅などで予約・申し込みが可能

- マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- スマートフォン(公的個人認証サービス対応のもの)、またはパソコンとICカードリーダー

◆パソコン・対応スマートフォンをお持ちでない方

市民課(田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)窓口にて、手続きに利用できる端末を設置(令和3年3月31日まで)

□窓口設置端末を利用する場合

時 平日：午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

場 市民課窓口

持 ①マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)

②マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

③キャッシュレス決済サービスのカード番号などの分かるもの

□マイナポイント事業をかたった不審な電話・メール・手紙・訪問などにご注意ください

マイナンバーカードの取得申請やマイナポイント予約・申し込みなどの手続きで、マイナンバーや口座番号・

□座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報をお電話などで聞いたりすることはありません。

□マイナポイントに関するお問い合わせ

問 マイナンバー総合フリーダイヤル 田 0120-95-0178

●平日：午前9時30分～午後8時
●(土)・(日)・(祝)：午前9時30分～午後5時30分

●マイナポイント事業HP(下記QRコードから)

□マイナンバーカードの交付等に関するお問い合わせ

▶市民課 田 042-460-9820
保 042-438-4020



募集

市職員募集

①(令和2年10月1日付採用)

□試験区分 一般事務I類(社会福祉士)

□試験案内 職員課(田無庁舎5階)・市庁で配布

申 7月8日(水)午後2時^{まで}

②(令和3年4月1日付採用)

□試験区分 一般事務I類

□試験案内 7月1日(水)から職員課(田無庁舎5階)・市庁で配布

申 7月1日(水)午前11時~31日(金)午後2時

※①・②の詳細は市庁・試験案内で必ず確認してください。

▶職員課 田無 042-460-9813

事務補助員(令和2年7月30日付採用会計年度任用職員)

□人数 1人

□試験日・方法

7月18日(土)・面接試験(個別)

□受付期間 7月13日(月)^{まで}

□募集要項 障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)、市庁で配布

※詳細は募集要項をご覧ください。

▶障害福祉課 田無

042-420-2806

市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告

家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事業者の方から募集します。

この広告掲載事業は、市の財源確保と地域の産業振興を目的としています。

□募集内容

掲載対象	可燃・不燃ごみ兼用袋
掲載位置	指定収集袋の表面下部に1色で印刷
掲載枠・掲載料	1枚につき2枠の広告を掲載 中袋(20ℓ): 縦130mm×横120mm...7万円 大袋(40ℓ): 縦180mm×横170mm...10万円
掲載枚数	各袋とも50万枚(販売が完了した時点で掲載終了)
掲載	12月(予定)

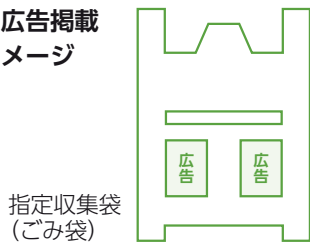
申 7月1日(水)~16日(木)に、広告掲載申込書・会社概要など業種が分かる書類・広告案を下記へ持参

※詳細は、市庁をご覧ください。下記までお問い合わせください。

▶ごみ減量推進課

田無 042-438-4043

□広告掲載イメージ



西東京いこいの森公園および周辺の市立公園の指定管理者

対 西東京いこいの森公園および周辺の市立公園

□期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)

□事業者向け説明会

時 7月29日(水)午後2時

場 エコプラザ西東京

申 7月29日(水)正午までに、メールで説明会参加申込書に必要事項を下記へ

※応募予定の事業者は出席必須

□募集要項 7月1日(水)から市庁で配布

※詳細は市庁をご覧ください。

▶みどり公園課

田無 042-438-4045

✉kouen@city.nishitokyo.lg.jp

夏休み期間限定の学童クラブ入会

学童クラブは、就労・病気などで昼間家庭にいない保護者の方に代わり、生活指導などを行います。今回は通年の募集とは別に夏休み中だけの期間限定募集です。

※新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は受け入れ人数を縮小して実施します。

※保護者が就労されておらず、求職活動中の場合は申請不可

□入会期間 8月1日(土)~22日(土)

対 小学校1~4年生(障害児は6年生^{まで})

□申請用紙 児童青少年課(田無第二庁舎2階)・各児童館で配布

申 7月17日(金)までの平日(午前8時30分~午後5時)に、必要書類を児童青少年課(田無第二庁舎2階)へ持参

※防災・保谷保健福祉総合センター、児童館、学童クラブでは申請の受付は不可

※施設の利用状況および申請状況により、希望する学童クラブに近接する学童クラブになる場合や入会できない場合があります。

※現在入会申請され待機中の方も、別に入会申請手続きが必要です。

※詳細は市庁をご覧ください。

▶児童青少年課 田無

田無 042-460-9843

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※西東京市民まつり実行委員会 様(雨衣・ごみ袋)

※(有)瀬川工業所代表取締役 加藤幸恵様(ミストシャワー)

※鎌田忠詞 様(ミストシャワー)

▶総務課 田無 042-460-9810

※小川 洋 様(金員)

▶秘書広報課 田無 042-460-9803

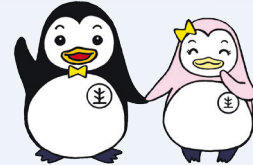
社会を明るくする運動~7月は強調月間です~

法務省が主唱し、全ての国民が犯罪の防止と罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。

今般の社会情勢を鑑み、例年7月に実施している「あいさつ運動」は中止しますが、安心安全なまちづくり

に取り組む本運動へのご理解とご協力を引き続きお願いします。

▶地域共生課 田無 042-420-2807



更正ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 保険料の納付を忘れずに

国民健康保険料

国民健康保険料納入通知書を、7月中旬に世帯主の方へ送付します。

国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方 7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。納

期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

対 次の全てに該当する方 ●世帯主が国保の加入者 ●国保の加入者全員が65歳以上75歳未満 ●世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付

介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和2年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。今年度は、国の保険料軽減措置の強

化により、第1段階から第3段階までの方の保険料をさらに引き下げます。

□年金からの納付(特別徴収)の方や口座振替での納付の方

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を、年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納付して

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種保険料のお支払いにお困りの方への納付猶予の制度などがあります。詳細は10面をご覧ください。

書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

いただけます。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニエンスストアでの納付およびペイジーによる納付が可能です。※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落

◆非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを

対 次の条件全てに該当する方 ●離職日時点で65歳未満の方 ●ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方 11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶保険年金課 国保加入係 田無

田無 042-460-9822

とします。※口座振替依頼書は同封していません。

◆シルバーパスの所得確認書類に

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合があります。再発行できませんので、必要な方は大切に保管しておいてください。

▶高齢者支援課 田無

田無 042-420-2814

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します(平成31年1月~令和元年12月の所得を基に算出)。

令和2年度は、均等割額が4万4,100円、所得割率が8.72%、保険料の賦課限度額が64万円となります。

□前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方

決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方 7月から翌年

2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方

平成31・令和元年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、7月31日の1回のみです。令和2年度の保険料と併

せて納付してください。

▶保険年金課 後期高齢者医療係 田無

田無 042-460-9823

対 制度について...

●東京いきいきネット 市庁

●東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

田無 0570-086-519

※PHS・IP電話から 田無 03-3222-4496

※平日午前9時~午後5時

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

共通

新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方につきましては、新しい申告が反映されずに負担割合の判定がされている場合がございます。申告内容の確認ができ次第、正しい負担割合の高齢受給者証または、後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

配達は、郵便局の事情により、2週間程度かかる場合があります。配達日に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後の受け取りは、保険年金課(田無庁舎2階)のみでの受け取りになります。各係へ本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポートなど)をご持参ください。

国民健康保険高齢受給者証

⑧ 70～74歳の国民健康保険被保険者
国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□ 2割負担の方

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に後期高齢者

医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□ 3割負担の方(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により2割負担となります。※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 国保給付係 ☎

☎042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日から利用できる保険証を、7月上旬から被保険者1人ずつに簡易書留で送付します。

□保険証の大きさが変わります

令和2年8月1日から、保険証の大きさがカードサイズに変更となります。カードサイズの保険証(オレンジ色)は、簡易書留で7月上旬にお送りします。7月31日までは、現在の保険証(青竹色)を使用しますので、破棄・返却しないようにお願いします。

□新しい保険証

オレンジ色(有効期間：8月1日～令和4年7月31日)

◆負担割合の判定基準

保険証の負担割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

□ 1割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者などの収入

の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□ 3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により1割負担となります。※該当すると思われる方へ6月末に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 後期高齢者医療係 ☎

☎042-460-9823

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。▶子育て支援課 ☎042-460-9840

◆児童扶養手当

⑧ 次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者(公的年金の受給額により受給可能な場合あり)

- 父母が離婚
- 父または母が死亡または生死不明
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生^{など}

※詳細はお問い合わせください。

□**支給制限** 児童が次の状態にある場合は該当しません。

- 里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 請求者以外の父または母と生計同一
- 父または母の配偶者(事実上の配偶者※を含む)と生計同一
- 請求者または児童が日本に住所を有しない場合

※単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受等が行われている場合を含む

□手当の支給月

申請日の翌月分から支給を開始し、年6回(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分を支払います。

□**支給金額(月額)** 単位：円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,160	4万3,150 ～1万180
2人目加算額	1万190	1万180 ～5,100
3人目以降加算額(1人につき)	6,110	6,100 ～3,060

◆特別児童扶養手当

⑧ 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。※児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童の障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合は支給されません。

□手当の支給月

申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分を支払います。

□**支給金額** 単位：円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万2,500	3万4,970

◆各手当共通

□所得制限

受給者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1、2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表1 令和2年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表
(平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得、児童扶養手当：令和2年11月～令和3年10月分、特別児童扶養手当：令和2年8月～令和3年7月分の手当に適用) 単位：円

扶養親族の数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児などの養育・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	49万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	87万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	125万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	163万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万			1人につき加算21万3,000	
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万		老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})
	老人扶養10万			老人扶養10万	

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2 所得から控除できる額 単位：円



種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当
	受給者(父または母)	受給者(養育者)配偶者・扶養義務者	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万		
障害・勤労学生控除	27万		
特別障害者控除	40万		
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額		

※配偶者は寡婦(夫)控除なし

共生社会を目指して 障害のある方への主な福祉施策

市で行っている障害のある方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。なお、このほかにも受けられるサービスがありますので、詳細は市庁舎をご覧になるか、お問い合わせください。▶障害福祉課☎①～③☎042-420-2806 ④・⑤・⑥・⑧☎042-420-2804 ⑦☎042-420-2805
※…支給要件や自己負担があります。詳細はお問い合わせください。

事業	内容など
① 助成	自動車燃料費の助成 対 ● 身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方 ● 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性麻痺者(児)・進行性筋萎縮症者の方のために運転する同居家族がいる方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※タクシー料金助成との併給不可
	タクシー料金の助成 対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費助成との併給不可
	自動車運転教習費(第一種普通免許取得)の補助 運転免許を取得する場合の教習費用の一部を助成 対 身体障害者手帳1～3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方 ※市内に引き続き3カ月以上住所を有する方 ※所得制限あり
自動車改造費の助成 就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成 対 18歳以上で身体障害者手帳1・2級の下肢・下肢・体幹機能障害の方 ※所得制限あり	
② 手当	心身障害者福祉手当 対 身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～4度の方、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方 ※所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	特別障害者手当 対 20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害が2つ以上重複している方など ※所得超過者・施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているときなどは非該当
	障害児福祉手当 対 20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害のある方 ※所得超過者・施設入所者・障害を事由とする公的年金を受けているときなどは非該当
	難病者福祉手当 対 治療が困難な疾病の治療中で、東京都難病医療費助成制度による特定医療費受給者証、都医療券を所持している方および点頭てんかんに罹患している方 ※所得超過者・施設入所者・心身障害者福祉手当受給者・生活保護受給者などは非該当
	重度心身障害者手当 対 重度の知的障害で常時複雑な配慮が必要な方、重度の知的障害と身体障害が重複する方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得超過者・施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
③ 医療	心身障害者医療費の助成 対 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)の方、愛の手帳1・2度の方、精神保健福祉手帳1級の方 ※所得制限あり ※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など該当する場合あり)・医療保険未加入などは対象外
	自立支援医療費(更生医療)支給 身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費の一部を公費で負担 対 18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	自立支援医療費(精神通院)支給 精神疾患により医療機関に通院する際の医療費の一部を公費で負担 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	難病医療費等の助成 国または都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担あり
	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成 都内在住で、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎の治療が必要と診断された方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担あり
	原子爆弾被爆者援護 居住者変更届などの受理
	介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費等の支給 ※ 居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給
④ 障害福祉サービス	計画相談支援 上記サービスなどを利用するに当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」を相談支援事業所が作成
	移動支援利用助成 ※ 対 外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成
	生活サポート利用助成 ※ 対 日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成
	日中一時支援利用助成 ※ 対 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場を確保するための費用の一部を助成
	地域活動支援センター(身体)利用助成 ※ 地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成

事業	内容など	
⑤ 補装具・日常生活用具	補装具費の給付 ※ 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・借り受け・修理費の一部を公費で負担 対 身体障害者手帳所持者・難病患者など	
	日常生活用具の給付 ※ 在宅の重度の心身障害者(児)・難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修)の日常生活用具を給付 対 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者・難病患者など	
	住宅設備改善費の給付 ※ 日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修など)を一定限度額内で給付 対 小学生以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者の方(65歳以上一部除外)	
	家具等転倒防止器具の支給 ※ 住宅内の家具の転倒防止器具を支給 対 身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上の方のみで構成される世帯(過去に本市の事業で取り付けをしていない世帯)	
	中等度難聴児補聴器購入費の助成 ※ 言語取得やコミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成 対 18歳未満で身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児	
⑥ 介護・日常生活の援助	手話通訳者派遣 意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣 対 聴覚および言語障害者	
	要約筆記者派遣 意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣 対 聴覚障害者	
	重度脳性麻痺者介護 生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) 対 20歳以上の重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級の方(利用回数月12回まで)	
	心身障害者(児)施設緊急一時保護 ※ 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊)	
	巡回入浴サービス 巡回入浴車による入浴サービスを行う(週1回) 対 身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方 ※介護保険対象者を除く	
	重度身体障害者緊急通報システム ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 対 18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者	
	移送サービス 車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う(ハンディキャップけやき号) 対 車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 ※利用条件、運行範囲あり	
	障害者総合支援センター	相談支援センター・えぼく ● 身体障害・知的障害・精神障害に関する相談(月)～(土)：午前9時～午後6時 ● 発達相談に関する相談(予約制)(月)：午後1時～午後4時15分 ☎042-452-0075・FAX042-452-0076
		地域活動支援センター・ハーモニー 障害のある方(主に精神障害の方)の相談(継続利用は原則登録制) (月)・(火)・(木)・(金)：午前10時～午後7時30分 (水)：正午～午後6時、(土)：午前10時～午後6時 ☎042-452-2773・FAX042-452-2774
		障害者就労支援センター・一歩 障害のある方(障害種別は問いません)を対象とした、主に企業就労に関するご相談 (月)～(金)・第1(土)：午前9時～午後5時(面談は予約制) ☎042-452-0095・FAX042-452-0096
⑦ 相談	地域活動支援センター・保谷障害者福祉センター 身体障害者・高次脳機能障害者を対象とした相談 (月)～(金)：午前9時～午後5時 ☎042-463-9861・FAX042-463-9862	
	地域活動支援センター・ブルーム 障害のある方(主に知的障害、発達障害の方)を対象とした相談 ※(日)・(月)・(祝)・年末年始は休み (火)・(木)・(金)：午前10時30分～午後6時30分 (水)・(土)：午前10時～午後5時30分	
	障害福祉課田無庁舎窓口 障害福祉サービスなどに係る相談など (月)～(金)：午前8時30分～午後5時 ☎042-420-2805・FAX042-466-9666	
障害福祉課防災・保谷保健福祉総合センター窓口 障害福祉サービスなどに係る相談など (月)～(金)：午前8時30分～午後5時 ☎042-439-4433		
市役所内に手話通訳者の設置 田無庁舎および防災・保谷保健福祉総合センターの障害福祉課に手話通訳者を設置 ※(祝)の場合は実施日の変更福祉の相談窓口：毎月第1(水)午後1時～午後5時 田無庁舎：毎月第3(金)午後1時～午後5時		
ヘルプカードの配布 障害のある方に、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひするためのヘルプカードを配布 ※配布対象者要件あり 		
ヘルプマークの配布 内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい方が身に着けるためのヘルプマークを配布 		
⑧ その他	障害者サポーター養成講座の開催(初級編・中級編) 初級編：ヘルプカード、ヘルプマークなどについての説明など 中級編：障害そのものの理解や環境のあり方についての説明など ※初級編受講者が対象です ※日程は、市報などでお知らせ	
	障害者スポーツ指導員・補助員と一緒に、スポーツレクリエーション活動(再開が決定次第、改めてお知らせ) 毎月1回・第3(土)：午前9時30分～11時30分(要申込) ※スポーツ障害保険料あり ☎042-424-7775・FAX042-439-4487	
	かわうそ水泳教室事業 指導員・補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど、水泳を通じたレクリエーション活動(再開が決定次第、改めてお知らせ) 毎月1回(7・8月は除く)・第4(土)：午後1時～午後2時30分	

健康ひろば



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用や手洗いにご協力をお願いします。

記入例

【はがき宛先】
〒202-8555
市役所健康課

A はがき・メール

「ファミリー学級
第5コース」申込
①第5コース
②夫婦の氏名(ふりがな)・
生年月日・年齢
③住所
④妊婦さんの電話番号
⑤出産予定日・病院名
⑥パパの参加予定
あり・なし

B はがき

「健康診査」申込
①氏名(ふりがな)
②住所 ③生年月日
④電話番号
⑤申請理由
(保険変更・転入など
※保険変更の場合は
資格取得日も記入)

▶健康課(保) 042-438-4037			
事業名	日時/場所	対象/定員(申込順)	申込方法など
栄養・食生活相談 【肥満や糖尿病などの生活習慣病予防の食事などについて管理栄養士による相談】	7月8日(水)午後1時~4時 田無総合福祉センター	在住の方/4人	7月6日(月)までに電話
からだと心の健康相談 【保健師による面接相談】	7月14日(火)午後1時30分~3時30分 防災・保谷保健福祉総合センター2階	在住の方/2人	7月10日(金)までに電話
リハビリ窓口相談 【リハビリ方法や福祉用具・住宅改修などについて理学療法士による相談】	7月16日(木)午前10時~11時 防災・保谷保健福祉総合センター3階	リハビリに関する相談を希望する方 および関係者/各2人	7月13日(月)までに電話
ファミリー学級第5コース ~初めて父親・母親になる方のための教室~ 1日目: 妊娠中の生活と健康 2日目: 赤ちゃんのお世話について	1日目: 8月7日(金) 2日目: 8月22日(土) 午前10時~11時30分 防災・保谷保健福祉総合センター2階 マタニティクッキングは中止	在住で初めて父親・母親になる方/24組 対象出産予定月: 11・12月 ※1日目は妊婦のみ	はがき・メール(記入例同) fami-boshi@city.nishitokyo.lg.jp 申込期間(消印有効): 7月10日(金)~24日(水)

▶教育支援課(田) 042-420-2829			
事業名	日時/場所	対象/定員(申込順)	申込方法など
ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談 【言語訓練士による相談】	7月8日(水)午後1時30分~5時 教育支援課(田無第二庁舎4階)	5~12歳ぐらい 10人(1人15分程度)	7月1日(水)~6日(月) 午前9時~午後5時に電話

▶健康課(保) 042-438-4037

3~4カ月児健康診査

対象の方に個別にご案内しています。
転入の方は、健康課にお問い合わせください。

3歳児健康診査

時 7月15日(水)・29日(水)・30日(木)
場 防災・保谷保健福祉総合センター2階
対 個別に通知(4歳未満で希望する方は
お問い合わせください)

7月1日(水)より 西東京市ママパパ応援事業が始まります

▶健康課(保) 042-438-4037

市では、安心して出産・育児を迎えることができるよう、ママパパ応援事業として、妊娠届け出(母子健康手帳交付)時に、保健師・助産師による「たまご面接」を始めることにしました。面接を受けられた方には、「たまごパケ」(子育て用品および新型コロナウイルス感染症対策用品)をお渡しします。

□妊娠届出書(母子健康手帳交付)・「たまご面接」

時 午前9時~午後4時30分 ※お時間に余裕をもってお越しください。
場 健康課(防災・保谷保健福祉総合センター4階)、子育て支援課(田無第二庁舎2階)
内 母子健康手帳の交付、妊婦の方と保健師・助産師の面接相談(妊娠中から出産に関するご相談)
詳細は、市HPをご覧ください。

Q&A

Q1. 「たまご面接」は誰が対象?
A1. すべての妊婦さんです。
Q2. 「たまごパケ」をもらえるのは誰?
A2. 「たまご面接」を受けた方です。既に妊娠届出書を提出された妊婦さんは、後日お電話による相談を受けた方も対象です(ただし出産前)。
Q3. 面接は、必ず受けなければならないことですか?
A3. 必要ではありませんが、妊娠中の健康とか産後のサポートの情報などお伝えできればと思います。

市内指定医療機関で健診を受けよう!

※年齢は令和3年3月31日時点です。 ▶健康課(保) 042-438-4021

受診の際は、各医療機関の感染予防策にご協力ください。

【40歳以上の方】

□健診期間
7月1日(水)~12月18日(金)
受診券は次のとおり送付します。

誕生月	送付時期
4~9月	6月下旬
10~3月	7月下旬

■西東京市国民健康保険に加入の方(40~74歳)(申込不要)

□受診方法
対象者に受診券を送付します。市内指定医療機関で受診してください。受診前に必ず医療機関に受診時間などをお問い合わせください。詳細は送付する健診の案内をご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団健診の実施はありません。

■後期高齢者医療保険に加入の方および75歳の市民(申込不要)

□受診方法
対象者に受診券を送付します。市内指定医療機関で受診してください。受診前に必ず医療機関に受診時間などをお問い合わせください。詳細は送付する健診の案内をご覧ください。

※4月2日以降に転入した方は要申込

■4月2日以降に保険の種類が変わった方(要申込)

対 40歳以上の①または②の方で、ほかに健診を受ける機会のない方
①4月2日以降に保険の種類が変わった方・転入した方
②生活保護受給中または中国残留邦人などの支援給付世帯の方
申 12月11日(金)(消印有効)までに、次のいずれかの方法
①はがき(記入例同)
②窓口(防災・保谷保健福祉総合センター4階健康課・田無庁舎2階保険年金課)

■40~74歳の西東京市国民健康保険以外の医療保険に加入している方へ

特定健康診査は、加入している医療保険者(健保組合・共済組合・協会けんぽ・国保組合など)が実施しています。

受診方法は、健康保険被保険者証に記載の保険者へお問い合わせください。※受診券の契約取りまとめ機関名に「集合B」と記載があれば、市内の健診実施医療機関で受診することができます。

□受診期間
7月1日(水)~12月18日(金)
問 西東京市医師会
042-421-4328

休日診療

※健康保険証、診察代をお持ちください。

医科(受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえお出掛けください)
※感冒様症状のある方は、お電話でお問い合わせください。

診療時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後5時	午前10時~正午 午後1時~4時 午後5時~9時
5日	佐々総合病院 田無町4-24-15 042-461-1535	保谷北町かなざわ ファミリークリニック 北町1-6-1 レッツビルディング2階 042-439-6916	休日診療所 中町1-1-5 042-424-3331 ※歯科診療は行っていません。 ※受付時間は、各診療終了時間の30分前まで
12日	武蔵野徳洲会病院 向台町3-5-48 ※小児科は午後5時まで 042-465-0700	増田医院 東町5-1-11 042-422-6036	

歯科(受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください)

受付時間	午前10時~午後4時		
5日	いのうえ歯科クリニック 下保谷4-14-1 2階 042-423-7660	12日	みずた歯科医院 新町2-2-2 ドムス武蔵野1階 0422-36-1414

電話相談

医療相談(西東京市医師会) ※専門医が相談に応じます。

火曜日 午後1時30分~2時30分 042-438-1100
7月7日 小児科 14日 消化器外科・呼吸器外科
21日 眼科 28日 整形外科

歯科相談(西東京市歯科医師会) 042-466-2033
金曜日 午後0時30分~1時30分 ※24日(水)を除く

イベントNEWS もっと知ろう! 楽しもう!

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

- ① 7月11日(土)・田無総合福祉センター
- ② 29日(水)・住吉会館ルピナス 午前10時～正午

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)と預かる方(サポート会員)の相互援助活動です。ファミリー会員に登録希望の方は出席してください。

- 定 各20人(申込順)
- ※保育あり。1歳以上2人まで
- 申 各回説明会前日の午後5時までに電話で問へ
- 問 ファミリー・サポート・センター事務局 ☎042-497-5079
- ▶ 子ども家庭支援センター ☎042-425-3303

ピアカウンセリング

- 7月14日(火)
- 午前9時15分～10時
- 10時30分～11時15分
- 障害者総合支援センターフレンドリー

障害児の親が相談員となって、同じ立場から相談を受け、一緒に考えます。

- 対・定 就学前～高校生の障害児の保護者・各回1人 ※グループでの相談も可。代表の方がお申し込みください。
- 申 電話・ファクスで下記へ
- ▶ 相談支援センターえぼく ☎042-452-0075
- ▶ 障害福祉課 ☎042-420-2805

お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

医療費助成(気管支ぜん息の方)を行っています ～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年(3歳未満は6カ月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息などに罹患しているなど、要件を満たす方に、認定疾病に係る医療費を助成しています。

- ※申請書の配布・受付などはお住まいの区市町村窓口へ
- 問 区市町村の窓口または東京都福祉保健局 ☎03-5320-4491

東京都市計画の原案への公述申出と公聴会

- 対象計画案
- 都市計画区域の整備開発および保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
- 都市再開発の方針

公述申出書を7月1日(水)～15日(水)(必着)までに問へ

- 公聴会
- 8月に12会場で開催。傍聴は当日先着
- 計画案の縦覧・申出書の配布
- 7月1日(水)～15日(水)
- ※詳細は問のHPをご確認ください。
- 問 東京都都市整備局都市計画課 ☎03-5388-3225

7月の薬湯～ハッカ湯～

- 効能 疲れた肌を爽やかに引き締めます
- 時 7月5日(日)
- ※小学生以下は入浴無料(保護者同伴)
- 場 庚申湯・松の湯・みどり湯・ゆパウザ
- 問 西東京市公衆浴場会 庚申湯 ☎042-465-0261

防衛大学校学生募集

自衛隊のリーダーとなる幹部自衛官の養成を目的として、自衛官として必要な基礎訓練の他、一般大学と同様(4年間の教育)に本学卒業時に学士の取得が可能なコースです。

- (入校時期：令和3年4月上旬)
- 応募資格
- 高卒(見込含)または高専3年次修了(見込含)21歳未満の方
- 試験日程
- 総合選抜：9月26日(土)(1次)
- 推薦：9月26日(土)・27日(日)
- 一般：11月7日(土)・8日(日)(1次)
- 受付期間
- 総合選抜・推薦：9月5日(土)～11日(金)
- 一般：7月1日(水)～10月22日(水)
- 問 自衛隊西東京地域事務所 ☎042-463-1981

東京都子育て支援員研修(第2期)

保育や子育て支援分野で従事するうえで必要な知識や技能などの習得

- 募集コース
- ①地域保育コース
- ②地域子育て支援コース
- ③放課後児童コース
- ④社会的養護コース
- 申 7月1日(水)～15日(水)(必着)
- ※期間中、田無第二庁舎2階保育課・防災・保谷保健福祉総合センター1階市民課付近でも募集要項を少数配布。詳細は問へ
- 問 ●①…(公財)東京都福祉保健財団 (HPあり) ☎03-3344-8533
- ②～④…(株)東京リーガルマインド (HPあり) ☎03-5913-6225
- そのほか研修全般…東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 ☎03-5320-4121

シニア大学総合課程受講生募集

楽しく学びたい、友達づくりのきっかけが欲しいという高齢者のために、今年度もシニア大学を開講します。

- 時 8月5日～令和3年3月3日の第1・3(水)
- 午後2時～3時45分(全14回)
- 場 富士町福祉会館 ※外出講座あり
- 内 講座内容・開催日など、各福祉会館で内容を配布します。
- 対 在住の60歳以上の方で、おおむね全日程に出席できる方
- 定 30人

- 実費徴収の場合あり
- 申 7月11日(土)(消印有効)までに、往復はがきで住所・氏名・年齢・電話番号を問の「シニア大学」係へ
- ※往復はがき1枚につき1人のみ
- ※申込多数は、初めての方を優先し抽選。結果は返信はがきで通知
- 問 社会福祉協議会 〒188-0011田無町5-5-12田無総合福祉センター・☎042-497-5136
- ▶ 高齢者支援課 ☎042-420-2811

夏に多発する水の事故を防ごう

夏は海・河川・プールなどで水による事故が増える時期でもあります。次のような点に注意して、暑い夏を安全に過ごしましょう。

- ① 気象状況に注意しましょう。
- ② 子どもから目を離さず大人が付き添って遊びましょう。
- ③ 川は流れが緩やかでも急に深くなっていたり、流れが速い場所では、

足を取られたりすることがあります。川遊びをする場合は注意しましょう。

- ④ 遊泳を伴わないレジャーを楽しむ場合でも、ライフジャケットを着用するなど配慮しましょう。
- 問 西東京消防署 ☎042-421-0119
- ▶ 危機管理課 ☎042-438-4010

みんなの伝言板

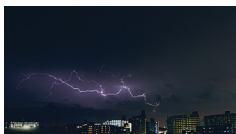
※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

多摩六都科学館ナビ

ロケットサイエンス コラム 72 地球以外の惑星に雷はあるか

今年の夏は惑星がいっぱい。肉眼でもすぐに見つかる明るい惑星もあります。7月の夕暮れから夜にかけて、南の空で赤く輝くのがさそり座の恒星アンタレスですが、今年はアンタレスから東へ目を移してみましょう。もし薄曇りでも一つだけ明るい星があれば、それは木星です。そのまま東に向かって土星、火星。明け方には金星と水星まで、惑星が勢ぞろいします。なお惑星はそれぞれが太陽の周りを回っているの、地球から見るとその位置は日々変化します。つまり毎年7月に惑星大集合、とい

うわけではないのです。さて、夏は雷の季節でもありますが、この雷は地球以外の惑星では発生するのでしょうか。雷とは雲(大気)の放電現象。ゆえに雲がある木星と土星でも雷が確認されています。では金星は？ この謎を解くべく活躍しているのが探査機・あかつきです。惑星が見えても、地球の雲で見えなくても、惑星の大気に思いをはせてみてくださいね。



問 多摩六都科学館 〒188-0014西東京市芝久保町5-10-64・☎042-469-6100 ※休館日：7月6・13・20日(月)

生活にお困りの方への支援(給付・貸付など)(令和2年6月24日現在)

新型コロナウイルス感染症に伴う各種給付金や貸付などをご紹介します。条件などがありますので、詳細は市☎または各問い合わせ先にお問い合わせください。



個人・世帯への支援情報は10面をご覧ください。

事業者への支援

詳細な情報はこちらから

	対象(そのほか条件などがあります)	種類	名称	概要	問い合わせ先
売上が減少した方	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している方	給付	持続化給付金	【上限額】 法人：200万円 個人事業主(フリーランス含む)等：100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	売上が減少し、かつ賃貸店舗の家賃支払いが大きな負担となっている市内中小企業及び個人事業主等の方で国の持続化給付金の支給を受けている方	給付	賃貸店舗等家賃補助事業	一律30万円	西東京商工会 ☎042-461-4573
	国の持続化給付金の対象にならず、令和2年4月または5月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少するとともに、市内に事業所があり、家賃や人件費等の固定費の支払いが負担となっている中小企業・個人事業主の方	給付	市内事業者応援資金助成事業	一律20万円	●認定申請…産業振興課☎ ☎042-420-2819 ●補助金申請…西東京商工会 ☎042-461-4573
	地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)のお支払いにお困りの方	猶予	徴収猶予の「特例制度」等	1年間、地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)の徴収を猶予	納税課☎ ☎042-460-9832
事業を継続している方	市内事業所で介護・高齢者福祉サービスを継続して実施する事業者	補助	新型コロナウイルス感染症対策介護事業所等運営補助金	●居宅サービス事業所等：1事業所につき25万円 ●居宅介護支援事業所・福祉用具事業所：1事業所につき5万円	高齢者支援課☎ ☎042-420-2813
	市内事業所で障害福祉サービス等を継続して実施する事業者	補助	新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業者運営費補助金	1事業所につき25万円	障害福祉課☎ ☎042-460-2804
休業等された方	「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主	給付	東京都感染拡大防止協力金(第2回)	給付額：50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)	東京都緊急事態措置等・感染症拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567
	小学校等が休業した場合等に、子どもの世話をを行うため契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	給付	小学校休業等対応支援金	就業できなかった日について、1日当たり4,100円～7,500円 ※期間により異なります	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
従業員に休業してもらった方	小学校休業等で保護者である労働者に労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業	給付	小学校休業等対応助成金	上限額：1日当たり8,330円～1万5,000円 ※期間により異なります	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	事業の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業・教育訓練又は出向を行い、雇用者の雇用維持を図った事業者	給付	雇用調整助成金	【助成率】 大企業：3分の2 中小企業：5分の4	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談に切り替えています。また、下記の相談日についても休止等となる可能性があります。最新の情報はお問い合わせください。皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

□申込開始 7月6日(月)午前8時30分(★印は、6月18日から受付中)

□申込方法 市民相談室へ直接または電話
※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☎市民相談室☎042-460-9805

内容	日時
法律相談	7月16日(休)・22日(休)午前9時～正午
	7月14日(火)・15日(水)・21日(火)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	休止
交通事故相談	★7月2日(休) 午後1時30分～4時
	7月28日(火) 午前9時～11時30分
税務相談	7月17日(金)・28日(火) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	★7月9日(休) 午後1時30分～4時30分
	★7月31日(金) 午前9時～正午
登記相談	★7月1日(火) 午前9時～正午
	★7月16日(休) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	★7月16日(休) 午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険人事一般相談	★8月17日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	★7月8日(火) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等手続相談	★7月10日(金) 8月14日(金) 午後1時30分～4時30分

特別定額給付金に関するお知らせ

□申請がお済みでない方へ

申請期限は、8月31日(月)(当日消印有効)ですので、これからご申請の方はお忘れのないようお願いします。なお、6月末までに、全10万世帯のうち約8万7千世帯への入金が完了しました。

□申請書がお手元がない方

申請書を再送または再発行しますので、右記専用ダイヤルにお問い合わせください。

□申請書に不備や不明な箇所がある方

特別定額給付金担当より電話またはお手紙でお知らせをしています。万が一、申請書提出後2週間を経過しても入金や連絡がない場合は、お手数ですが下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

▶市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル
☎042-420-2870
(平日午前8時30分～午後5時)

給付金の詐欺に注意!

□絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー
- 市区町村や総務省などが、次のようなことをお願いすることは絶対にありません!

- ATMの操作をお願いすること
- 受給に当たり手数料の振り込みを求めること
- メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めること
- 電話に出ないで被害ゼロ
- ☎田無警察署☎042-467-0110
- ▶危機管理課☎042-438-4010

家計が急変した世帯への就学援助費

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方は、就学援助費の申請ができます。

□申請受付
☎7月1日(火)～8月31日(月)

☎学務課(田無第二庁舎3階)
※郵送での受付不可
※申請書や添付書類のご案内は市☎をご覧ください。
▶学務課☎042-420-2824

生活にお困りの方への支援(給付・貸付など) (令和2年6月24日現在)

事業者への支援情報は9面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種給付金や貸付などを
ご紹介します。条件などがありますので、詳細は市☎または
各問い合わせ先にお問い合わせください。

詳細な情報は
こちらから



個人・世帯への支援

	対象(そのほか条件などがあります)	種類	名称	概要	問い合わせ先
税金・固定費のお支払いでお困りの方	水道料金・下水道料金のお支払いにお困りの方 ※個人、法人どちらも対象	猶予	下水道料金等のお支払い猶予	申し出のあった日から最長で4カ月、お支払いを猶予	東京都水道局多摩お客様センター ナビダイヤル ☎0570-091-101 ナビダイヤルをご利用できない場合☎042-548-5110
	介護保険料のお支払いにお困りの方	猶予	介護保険料の納付猶予	1年間、介護保険料の納付を猶予	高齢者支援課☎ ☎042-420-2814
		減免	介護保険料の減免	介護保険料の減免	
	国民健康保険料のお支払いにお困りの方	猶予	国民健康保険料の納付猶予	1年間、国民健康保険料の納付を猶予	保険年金課☎ ☎042-460-9824
		減免	国民健康保険料の減免	国民健康保険料の減免	
	後期高齢者医療保険料のお支払いにお困りの方	猶予	後期高齢者医療保険料の納付猶予	後期高齢者医療保険料の納付を猶予	保険年金課☎ ☎042-460-9823
		減免	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険料の減免	
地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)のお支払いにお困りの方	猶予	徴収猶予の「特例制度」など	1年間、地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)の徴収を猶予	納税課☎ ☎042-460-9832	
国民年金保険料のお支払いにお困りの方	免除	国民年金保険料の免除	国民年金保険料の免除	保険年金課☎ ☎042-460-9825	
退職等により住まいをなくした方、またはそのおそれのある方	給付	住居確保給付金	収入に応じて調整された額を支給 ※上限額あり	生活サポート相談窓口☎ ☎042-420-2809	
生活費でお困りの方	新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方	支給	国民健康保険の傷病手当金	給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給	保険年金課☎ ☎042-460-9821
	新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方	支給	後期高齢者医療の傷病手当金	給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給	保険年金課☎ ☎042-460-9823
	休業等により収入が減少し、生活資金にお困りの方々	貸付	緊急小口貸付(特例貸付)	貸付上限額：20万円 無利子・連帯保証人不要	(福)社会福祉協議会 ☎042-497-5071
	失業等により収入が減少し、生活資金にお困りの方	貸付	総合支援資金(特例貸付)	【貸付上限額】 2人以上：月20万円 単身：月15万円 無利子・連帯保証人不要	(福)社会福祉協議会 ☎042-497-5071
特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方	給付	特別定額給付金	1人につき10万円の給付	市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル ☎042-420-2870
子育て世帯への臨時特別給付金	基準日(令和2年3月31日)時点で西東京市に住民登録があった方で、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者 ※特例給付受給者を除く	給付	子育て世帯への臨時特別給付金	対象児童1人につき1万円支給。原則手続き不要 ※対象の方には6月12日に案内を送付 ※公務員の方は手続きが必要	子育て世帯臨時特別給付金専用コールセンター ☎042-420-2866
児童育成手当加算給付金	令和2年4月分から9月分の西東京市児童育成手当(育成手当・障害手当)の受給者の方	給付	児童育成手当加算給付金	対象児童1人につき3万円支給。手続きは不要 ※令和2年4月分から9月分のうちいずれかの月分を受給している方が支給対象 ※育成手当と障害手当の両方の対象児童となっている場合は育成手当の対象児童として支給	子育て支援課☎ ☎042-460-9840

感染症対策の基本は

「手洗い」や「咳エチケット」です

正しい手洗い

- ① せっけんで泡立て、手のひらをよくこする
- ② 手の甲をのばすようにこする
- ③ 親指・爪の間を念入りにこする
- ④ 指の間を洗う
- ⑤ 親指と手のひらをねじり洗いをする
- ⑥ 手首も忘れずに洗う

咳エチケット



3つの咳エチケット



正しいマスクの着用



▲「感染症対策」(首相官邸)を加工して作成

「西東京市からのお知らせ」FM西東京(84.2MHz)

① 午後0時45分～1時(月)～(日) ② 午後8時～8時15分(月)～(金)

音声版「声の広報」も作成しています

「広報西東京」をデジター版・CD版でお聞きになれます。詳細は、谷戸図書館☎042-421-4545へお問い合わせください。

